



( 会計の工夫 54 )

平成 25 年 3 月 27 日 (水)

先日の沖縄総合事務局財務部の地域密着型金融(レイシヨシップ・バンキング)のシンポジウムの折に、**地域金融機関の「顧客」とは、誰か**という質問をパネラーの何人かにした。地域金融機関の利益は、地域社会から創出されている。特に融資による利益は、主として中小企業融資が源泉である。従って、主たる顧客は中小企業であり、**地域金融機関の将来の経営の安定は、地域の中小企業の経営の安定が基盤**となる。

1875 年渋沢栄一が、「第一国立銀行株主募集布告」において、「そもそも銀行は大きな河のようなものだ。役に立つことは限りがない。銀行を立てて上手にその流れ道を開くと、倉や懐にあった金がよりあつまり、多額の資金となるから、そのおかげで貿易も繁昌するし、産物もふえるし、工業も発達するし、学問も進歩するし、道路も改良されるし、すべての国の状態が生まれ変わったようになる」と述べている。この国を地域と読み変えれば、**地域金融機関の地域における役割**は自明である。

地域の中小企業のニーズの捉え方は様々なものがあるが、それをコンサルティング機能の強化などによって捉え、必要な解決をする必要がある。**中小企業のニーズや悩み**は多々あるが、そのうち、解決の望ましいものの一つとして、**無保証借入**への移行がある。過去の融資においては、当然のように連帯保証人を要求し、企業の破綻に際し、**連帯保証人の責任**を追求することが当然であった。地域の首長や商店会などの役員、有力者の個人保証は経営破綻した第三セクターにおいて深刻な問題となっている。借り手側に及ぼす**連帯保証債務の弊害**は、①企業の再起の可能性を困難にするなど保証人の人生にも破壊的な影響を及ぼす ②親族、知人への被害拡大を恐れ企業倒産を引延ばし、債務を増大させ ③借入に伴う連帯保証を恐れ大型投資を躊躇させ、投資に悪影響を及ぼして ④親族や後継者への事業承継を困難にさせている。

海外には個人保証のような制度は無いようで、また**法制審議会の民法部会**は 2009 年(平成 21 年)11 月から、民法債権関係の改正に関する検討を始めている。その中で「個人保証」は、**原則として廃止の観点**から大幅な見直しが必要とされている。

**保証協会**や**金融庁の監督指針**においても経営者以外の第三者の連帯保証を求めない融資慣行の確立を目指し、既に行った保証契約についても、実態に促し改善しようとしている。特に地域金融機関にとって、**融資は地域に対する投資**であり、そのリスクを融資も行っていない連帯保証人でカバーするという考え方は改めるべきである。このような社会情勢の中で地域金融機関の今後の営業方針はどうあるべきだろうか。

中小企業融資の個人の連帯保証について (①借り手と②、③貸し手の対応)

